

公園名
小瀬スポーツ公園

募集に関する質問

質問1

これまで自主事業でやってきた自動販売機の収入が指定管理事業に入るが、行政財産使用料やそれに係る電気料も指定管理料に算定するのか。

質問2 消費税の見積もりについて

(様式2-②その2)の作成方法について、植栽業務など年間で委託する業務の消費税の計算方法を教えてください。

質問3 口座について

指定管理事業と自主事業を分けるという考え方が、小瀬と北麓の様に公園毎に口座を分ける必要がありますか。

質問4 防災行政無線整備に伴う電気料の増加について

新しい設備はどこに設置しましたか。

質問5

「統括業務を行う人員については原則実施期間中専任とする」とあるが、組織内で人事異動があります5年間専任しておかなければならないのか。

質問6

防災公園整備の中で井戸を活用する際、何年に一度かは清掃が必要だと思うが、ストレーナー等のメンテナンスの内容を教えてください。

質問7

全額減免項目になっている大会(H26インターハイ、H28国体関東ブロック)が行われるが、体育館や会議室など、控え室や待機場所の使用予定を教えてください。

また、指定期間中の減免予定を教えてください。減免対象の大会が開催された場合の減収入分について委託料の増額は考えてもらえますか。

公園名
小瀬スポーツ公園

募集に関する回答

1について

設置管理許可を出すので、行政財産使用料も電気料も運営経費一式を計上して頂いて
構いません。

2について

H27年度は下半期から消費税率が変わるものとして、上半期、下半期に分けて計算してください。
なお、消費税率が変わった場合には、利用料金について消費税分が改定になります。

3について

一つの公園の中で指定管理事業と自主事業が分かれていればよいです。
公園毎とは考えていません。

4について

防災危機管理課が防災行政無線の回線数を増やす工事を施工しました。
それに伴う管理料(電気料のみ)の増加を見込んでください。

5について

指定管理の年度途中で変更があれば、事前に協議してください。

6について

確認して後日回答します。

7について

控え室や待機場所に利用する施設の使用予定は決定していません。

減免予定については別紙のとおりです。

また、別紙以外の、減免対象となる大会等が開催された場合であっても、減収分については県は補
填をしません。